

ID: 34

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町上高根沢地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第3条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成11年条例第7号		
【基準】	<p>第4条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第4条 コミュニティセンターの利用については、原則として規制を行わない。ただし、コミュニティ活動以外の目的に利用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用の許可をする場合において、条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日